

資料4

令和8年3月13日
保健福祉政策部
生活福祉課

(仮称) 終活支援センターの開設について**1 主旨**

今後も高齢者人口が増加していく中で、身寄りのない方など不安を抱いている方が終活として行うべき課題は、老後の介護や医療、亡くなった時の葬儀や遺品整理、相続など多岐にわたる。そのため、区民一人ひとりの置かれている環境に応じた相談・支援ができる体制を整備していくことが必要である。

この度、区は区民の「終活」を支援し、個人の尊厳が守られ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現のため、(仮称) 終活支援センターを開設する。

2 現状

区では、世田谷区社会福祉協議会に成年後見センター事業を委託し、成年後見制度の相談の中で、相続や遺言などに関する「あんしん法律相談」や老い支度講座や終活講座、エンディングノートの普及啓発を実施しているが、終活に関わる多様な相談ニーズに総合的に対応できる体制にはなっていない。

3 課題

区には、終活全般について相談できる総合窓口がなく、区民が目的ごとに相談先を探さなければならない状態になっている。

また、頼れる身寄りがいないことにより生活上の課題を抱える高齢者に対して、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等が求められている(別紙1「[参考] 図. 身寄りのない高齢者の生活課題」参照)。こうした中、近年、民間の高齢者等終身サポート事業者が増加しており、令和6年6月には内閣府等により「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が示されているが、サービス利用料が高額になることもあるため、資力が十分でない区民にとっては利用が困難な状況にある。

更に、近年は写真・動画データやクラウドサービス、サブスクリプション等の利用が進んできているが、利用によって得られた財産が遺品になったとき、遺族等がそれを把握できない事態が生じている。故人のプライバシーや財産を守るために、デジタル終活の重要性を広く周知していく必要がある。

4 (仮称) 終活支援センターの開設について

区は、これらの課題に対応するため、以下のとおり(仮称) 終活支援センターを開設し、終活支援に関する業務を行うことにより、全ての区民が人生の最後まで安心し

て、尊厳をもって生活できる社会の実現を目指す。

(1) 運営方法

現在、区が成年後見センター事業を委託する世田谷区社会福祉協議会へ委託し、必要に応じてすぐに区民を成年後見制度へ移行できる体制を整えつつ、成年後見センターで委嘱する弁護士の活用や区民成年後見支援員の活用など、成年後見センターと一体的な運営を行う。

*区民成年後見支援員とは

世田谷区区民成年後見人養成研修を修了し、面接を経たうえで成年後見センターに登録され、成年後見人等の後見業務の他、普及啓発活動や法人後見活動の支援を行う支援員

(2) 業務内容

① 総合相談窓口

全区民を対象とし、主に以下の業務を行う。

ア 一般相談【職員による相談】

(ア) 開設日時：月～金曜日 8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始を除く)

(イ) 相談方法：電話、来所、訪問、メール（問い合わせフォーム）、
オンライン

(ウ) 出張相談：各総合支所区民相談室にて月1回実施
(砧総合支所は終活支援センター隣接のため除く)

イ 専門相談【弁護士相談】

(ア) 開設頻度：月4回

(イ) 相談方法：予約のうえ来所

ウ 終活講座

(ア) 実施頻度：年数回

(イ) 実施方法：遺品整理・デジタル終活など、各回テーマを設定して実施

エ 普及啓発

(ア) (仮称) 終活支援センターの総合案内パンフレットの配布

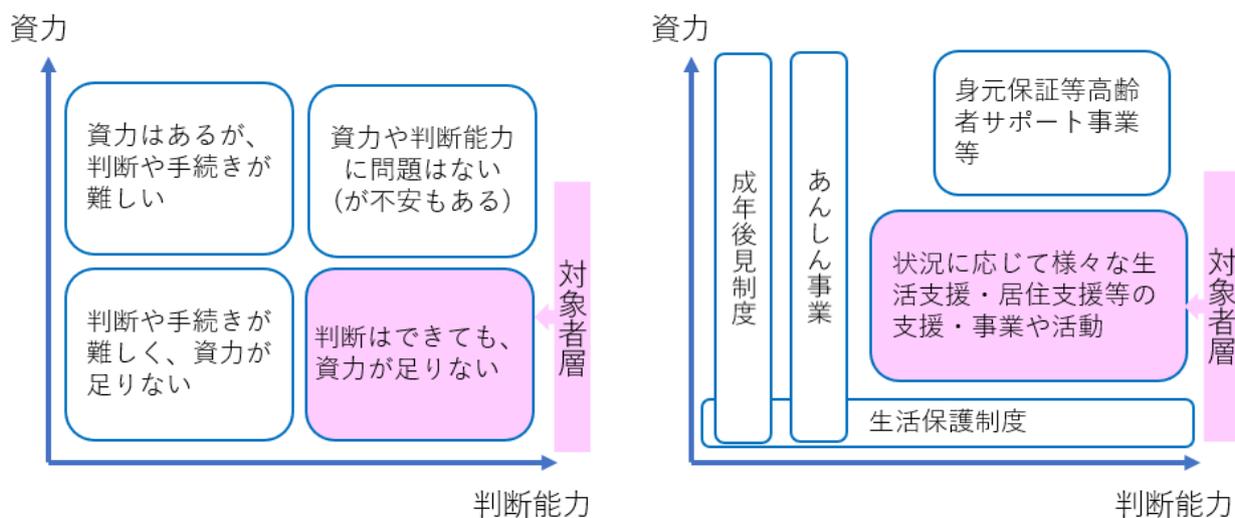
(イ) エンディングノートの配布

(ウ) ガイドブック「せたがや家の終活」の配布

② 高齢者終身サポート事業

頼れる身寄りがなく、十分な資力が無いため民間の高齢者等終身サポート事業を利用し難く、また、他法においても支援が望めない高齢者に対し、低廉な利用料にて以下のサービスを行う。

図 高齢者終身サポート事業の対象者層のイメージ



同志社大学社会学部教授永田祐氏作成「身寄りのない高齢者の権利擁護支援の課題と対応策」の図をもとに作成

ア 対象者

以下のいずれも満たす者または区長が認める者とする。

- (ア) 65歳以上の高齢者
- (イ) 区内在住の方。ただし、施設入所に伴い介護保険制度の住所地特例となった場合で、電話や訪問による状況確認が継続できる場合は対象とする。
- (ウ) 単身世帯の方で子や孫がいない方。ただし、同居家族や子・孫が障害者や認知症等のため支援が受けられない場合は対象とする。
- (エ) サービス内容や契約内容を理解し、自らの意思で契約できる方
- (オ) 生活保護を受給していない方
- (カ) 住民税非課税世帯の方

イ サービス種類と利用料等

高齢者終身サポート事業の利用者は以下の月額利用料を支払うほか、選択サービスの(ア)については利用料と預託金、(イ)(エ)(オ)については預託金をそれぞれ支払うものとする。

月額利用料 1,000円

〔参考〕近隣自治体との料金比較(月額換算)

実施主体	月額
豊島区民社会福祉協議会	1,100円
杉並区社会福祉協議会	1,000円
江戸川区社会福祉協議会	300円

※所得・資産要件が一定程度以下の自治体

※杉並区は基本サービスの料金

【選択サービス】

利用者の希望に応じ、以下の（ア）～（オ）のサービスを選択。

サービスの利用にあたり、公正証書遺言を作成されていない方へは、死後の預託金の精算のため、当センターのサポートのうえ公正証書遺言にて遺言執行人の指定をしていただく。なお、既に公正証書遺言を作成している場合でも、遺言執行人の指定が無いなど、内容によっては遺言の書き換えや再作成をしていただくことがある。

また、利用者には、区民成年後見支援員による月1回の電話及び区民成年後見支援員と社会福祉協議会職員による半年に1回の自宅訪問を行い、病気の兆候、認知機能の低下、住環境の異変等を早期発見することにより、必要な医療・福祉サービスへのつなぎ、高齢者終身サポート事業の契約内容の見直し、成年後見制度への移行支援などに対応する。

（ア）金銭管理手続き支援

入院やけが、一時的な体調不良などで家賃や公共料金等の支払いが出来ない場合に、預託金から払い出して利用者に代わり支払う。定期的・継続的な日常的金銭管理サービスが必要な方へは、あんしん事業を案内する。あんしん事業（判断能力が不十分な方や身体障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを行う事業）との併用は可。

利用料：1回1時間以内2,000円

※1時間を超える場合は30分毎に1,000円の追加料金

預託金：10～30万円（金額は任意で設定）

〔参考〕近隣自治体との料金比較

実施主体	1時間当たりの利用料
杉並区社会福祉協議会	2,500円
足立区社会福祉協議会	2,000円
墨田区社会福祉協議会	2,500円

※金銭管理手続き支援を実施している自治体

（イ）入院入所手続き支援

入院・入所時の手続き支援、医師の説明の同席、自宅管理等を行う。

預託金：30万円（入院費用等のための預かり金）

※施設入所の場合は施設費用の3か月分

（ウ）賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応

賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先の対応、契約時の同席を行う。

(エ) 火葬・納骨支援

火葬の手配、納骨の手配を行う。

預託金：35万円（直葬のための預かり金）

(オ) 死後の賃貸物件対応

ライフライン停止の手続き、賃貸物件の解約、動産物処分等を行う。

※相続人がいない場合のみ対象とする

預託金：30～50万円程度（動産物処分のための預かり金）

※部屋の広さによって変動あり

注1）（イ）（エ）（オ）の預託金については、相談により分割納付に対応

注2）（ア）（イ）（ウ）については、成年後見制度利用者は対象外

(3) 開設日

令和8年7月1日

※令和8年4月1日より委託開始、6月30日までは職員研修、事業実施に向けた関係機関との調整、事業周知等の準備期間とする。

(4) 開設場所

成年後見センター（成城6丁目事務所棟3階）と同フロアに開設。

(5) 利用者数見込み（令和8年度）

①総合相談窓口

約1,900件／年

②高齢者終身サポート事業

相談件数 約800件

年度末登録者数 約25件

5 想定している連携先及び関係機関

相談窓口開設にあたり、必要な方に必要なサービスが行き届くよう、以下の関係機関と連携を行う。

(1) 主な庁内関係窓口及び区委託先窓口

- ・区民相談（区民からの各種相談）
- ・あんしんすこやかセンター（高齢者からの相談）
- ・せたがや空き家活用ナビ（住居に関する終活相談）
- ・消費生活センター（高齢者等終身サポートサービス契約に関する相談）
- ・ぽーと（障害者からの相談）
- ・住まいサポートセンター（住まいに関する相談）

(2) 主な専門的な関係機関・連携先等

- ・東京三弁護士会
- ・東京司法書士会世田谷支部
- ・東京行政書士会世田谷支部
- ・東京社会福祉士会
- ・世田谷公証役場
- ・世田谷区医師会、玉川医師会
- ・遺贈協定締結金融機関
- ・葬祭業共同組合

6 必要経費（調整中）

(1) 歳出

令和7年度計 約240万円

【内訳】委託料 約240万円（システム構築料）

※既存予算の活用で検討

※別途、成城6丁目事務所棟の改修経費も想定しており、
既存予算の活用で検討。金額については調整中。

令和8年度計 約7,000万円

【内訳】委託料 約7,000万円（事業委託料）

(2) 歳入

令和8年度

都補助金 1,000万円（地域福祉推進区市町村包括補助事業）

補助率 1/2（上限1,000万円）

7 その他

(1) 国の動きについて

厚生労働省は、身寄りのない高齢者等へ対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日常生活自立支援事業（社会福祉法における第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業）を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務等を提供する新たな第二種社会福祉事業を法に位置づける、としている。また、所得や資力に応じた料金設定を原則としたうえで、無料・低額で利用できるようにすることとしている。

(2) 終活情報登録事業について

終活情報登録事業は、主に高齢者が緊急連絡先、持病、葬儀の生前契約、納骨先などの情報を自治体に登録し、本人の救急搬送時や死後などに、警察・消防、医療機関ならびにあらかじめ指定した情報開示対象者から照会があった場合に、その情報を自治体が伝達する事業であるが、区での実施については今後課題を整理し、制度設計を行う。

8 今後のスケジュール（予定）

令和8年 4月 業務委託開始

7月 （仮称）終活支援センター開設

令和9年度以降 終活情報登録事業の開始

身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実例

○ 高齢期の問題解決の場面の例



○ 問題が解決しなかった場合に起こることの例



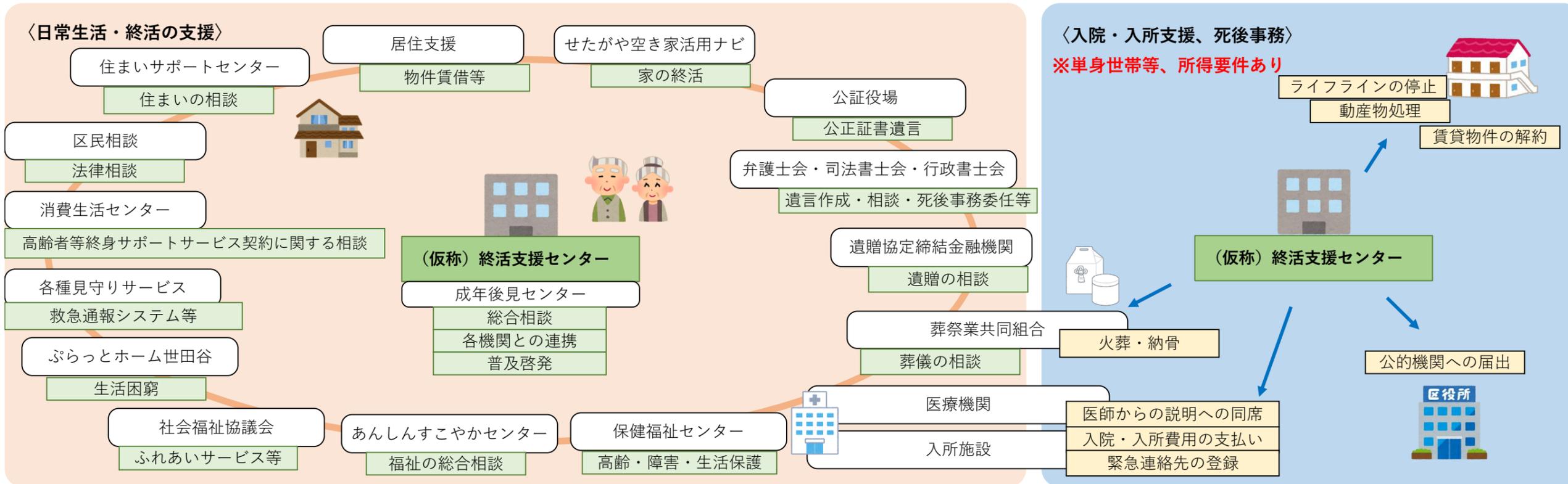
終活にかかる課題と区民への支援体制のイメージ

別紙2

住み慣れた地域での生活

入院・入所

死亡・死後



〈現状と課題〉

○区民が終活の相談をしようとした時に、専門の窓口が無い場合、目的ごとに相談先を探さなければならない。

○終活の必要性を感じていても、具体的に何から手を付けて良いのかわからず、漠然と不安を抱いている区民がいる。

○デジタル遺品については遺族等による把握が難しいため、故人のプライバシーや財産を守るためのデジタル終活が必要だが、その必要性が十分に認識されていない。

○頼れる身寄りがいない高齢者に対して、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等が行き届いていない。

○民間の高齢者等終身サポート事業者は、サービス利用料が高額になることがあるため、所得や資力が十分でない区民にとっては利用が困難な状況にある。

(仮称) 終活支援センター

〈取組みの方向性〉

総合相談窓口の設置

終活に関する総合相談窓口を設置する。必要に応じて各関係機関へのつなぎや連携を行うとともに、法的な相談には定期的な実施する弁護士相談にて対応する。

終活講座やエンディングノートの配布による普及啓発

具体的な終活の取り組み方について、毎回テーマを設定した終活講座を実施する。また、自身の大切なことを遺族等に伝える手助けとしてエンディングノートを配布する。

終活講座においてデジタル終活の普及啓発を行う。また、各種パスワード等が書き込めるエンディングノートを配布し、必要な情報が遺族等に引き継がれるよう進める。

士業団体・専門機関等との連携

弁護士会・司法書士会・行政書士会や医療機関、公証役場等、区民の相談内容に応じた専門機関の紹介・連携を行う。

高齢者終身サポート事業の開始

低所得・資力が十分に無く、頼れる身寄りがいない区民に対し、低廉な料金において高齢者終身サポート事業を実施する。

(別表1) 高齢者終身サポート事業利用料・預託金 一覧

サービス種別／利用料等		利用料	預託金	備考
月額利用料		○	—	利用料：月額1,000円
選択サービス	(ア) 金銭管理手続き支援	○	○	利用料：1回1時間以内2,000円 ※1時間を超える場合は30分毎に1,000円の追加料金 預託金：10～30万円（金額は任意で設定）
	(イ) 入院入所手続き支援	—	○	預託金：30万円（入院費用等のための預かり金）※施設入所の場合は施設費用の3か月分
	(ウ) 賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応	—	—	
	(エ) 火葬・納骨支援	—	○	預託金：35万円（直葬のための預かり金）
	(オ) 死後の賃貸物件対応	—	○	預託金：30～50万円程度（動産物処分のための預かり金）※部屋の広さによって変動あり

(別表2) 金銭管理手続き支援とあんしん事業の比較

	金銭管理手続き支援	あんしん事業
対象	サービス内容や契約内容を理解し、自らの意思で契約できる方	認知症や知的障害、精神障害、身体障害などによって、福祉サービスの利用や預金の引き出し等を1人で行うことが難しい方。（契約内容に関して理解・判断しうる能力を有していることが必要。）
支援内容	入院やけが等、一時的な体調不良等で、金銭管理ができない場合の単発・臨時的な金銭管理支援	日常的な心身の機能の低下等で、金銭管理ができない場合の反復・継続的な金銭管理支援及び福祉サービスの利用援助